

議案第 41 号

幼保連携型認定こども園の学年始休業日について（意見聴取）

幼保連携型認定こども園の学年始休業日について、丸亀市長から別紙 1 のとおり教育委員会の意見聴取があったので、別紙 2 のとおり回答いたしたい。

令和 5 年 12 月 26 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

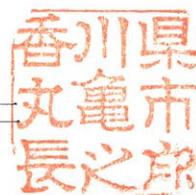


5教幼第237号

令和 5年12月 7日

丸亀市教育委員会  
教育長 末 澤 康 彦 様

丸亀市長 松 永 恭 二



幼保連携型認定こども園の学年始休業日について（意見聴取）

このことについて、丸亀市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則第1号の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取します。

記

- 1 内 容 学年始休業日を、「4月1日から同月5日まで」から「4月1日から同月6日まで」に変更する。
- 2 変更理由 幼保連携型認定こども園において、新年度を迎える準備期間を確保するため

別紙2

5 教幼第 号  
令和5年12月 日

丸亀市長 様

丸亀市教育委員会  
教育長 末 澤 康 彦

幼保連携型認定こども園の学年始休業日について（回答）

令和5年12月7日付けで意見聴取のあった標記議案については、異議ありません。